

高 福 第 6 8 9 号
令和3年10月5日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言終了後の感染防止対策について

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県に発出されていた緊急事態宣言は9月30日で解除されました。

皆様方の適切な感染防止対策やワクチン接種が進んだこと等により、別添のとおり、8月下旬以降、高齢者施設・事業所における感染発生は減少しています。しかしながら、ワクチンの接種により、感染を完全に防げるものではなく、一部の施設においては、ワクチン接種後に集団感染が発生しています。

重症化リスクの高い高齢者への感染をできるだけ防ぐため、緊急事態宣言解除においても引き続き、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

また、県では、9月18日以降、高齢者施設等の職員の方々に対して、日本財団が実施する検査を定期的に受検するようお願いしています。この検査は、令和4年3月まで延長して実施される予定です。緊急事態宣言の解除に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく受検の要請ではなくなりますが、高齢者施設等における感染の早期発見、早期対応のため、積極的に受検していただきますようお願いいたします。

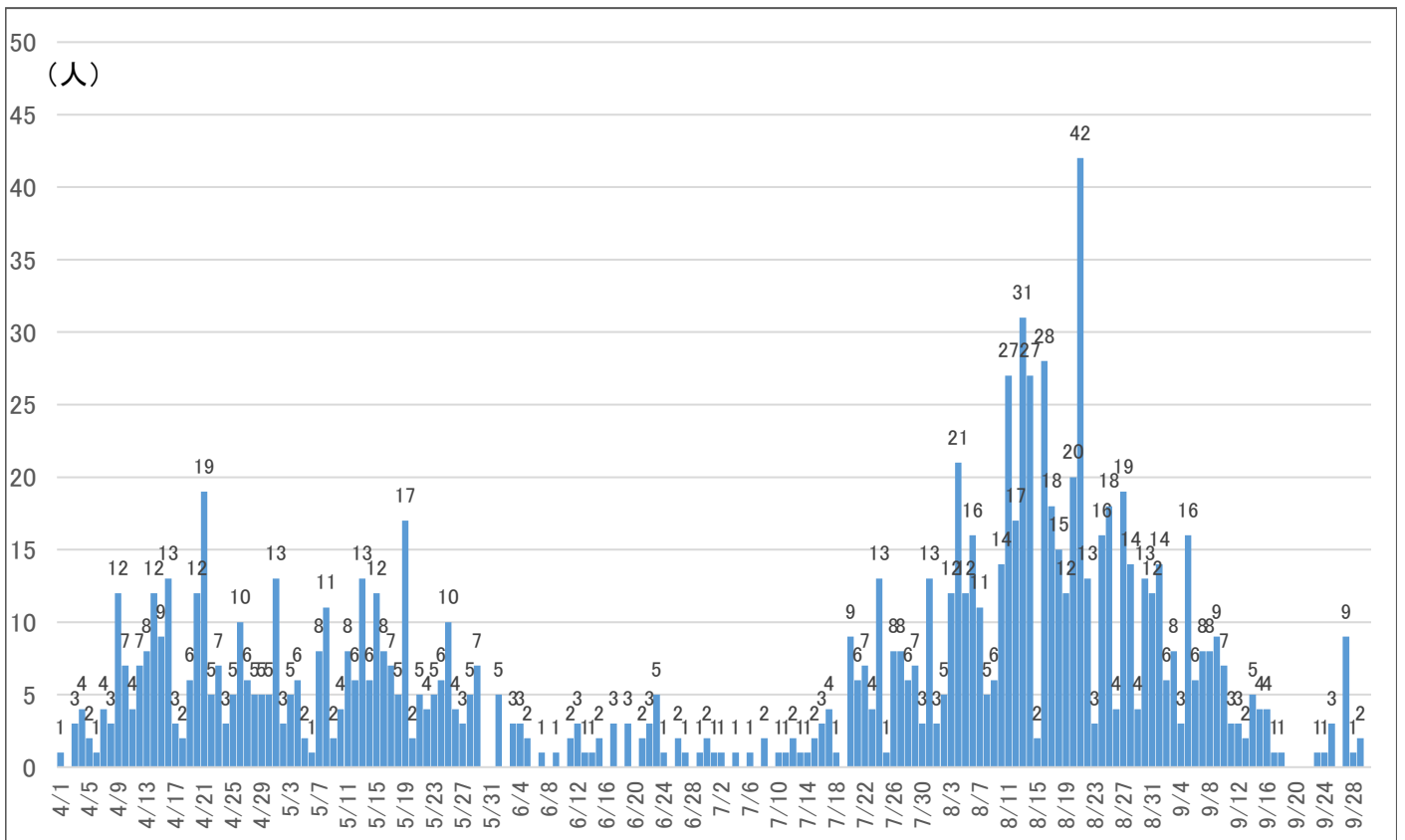
（検査申込）

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shisetsu_pcr.html?pagePrint=1

担当 施設・事業者指導担当
電話 048-830-3247

(別添)

【高齢者施設における感染発生状況（利用者・職員）】



【高齢者施設における9月以降のクラスター（陽性者5人以上）の発生状況】

施設種別	地域	初発日	陽性者数	ワクチン接種
特別養護老人ホーム	東部	9月 8日	職員 2人、入所者 10人	職員・入所者 2回済
有料老人ホーム	東部	9月 15日	職員 4人、入所者 7人	職員一部済・入所者一部済
認知症グループホーム	東部	9月 27日	職員 4人、入所者 6人	職員 2回済・入所者一部済